

【2022年度】 松本大学活動制限指針 <新型コロナウイルス感染症対応>

2023.2.14

松本大学の活動制限レベル	長野県の感染警戒レベル・医療アラートに応じた対応策の目安	授業・教育活動	研究活動	学生の入構 ※授業以外	強化部・重点部の活動	一般クラブ・サークルの活動	学外活動 ※部活動・サークル活動を除く	図書館	トレーニングルーム ※授業以外	窓口利用	オープンキャンパス ※含・大学見学	入学試験	学外者来学	施設貸出	留 学	各種会議	教職員の勤務	教職員の出張
1	長野県内での感染は報告されていないが、国内での感染が確認され、注意が必要な状態。 松本圏域レベル1 ※注意報等が発出されていない。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。ただし、急激に感染が拡大している地域からの来学者については制限する。		感染防止に配慮して、通常どおり。		感染防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。ただし、県が「往來を検討すべき」と指定している地域、都道府県への出張は原則として中止する。
2	長野県内または松本圏域での感染が確認され、いっそうの注意が必要な状態。 松本圏域 注意報	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施する。	感染拡大防止に最大限配慮して、実施。	感染防止に配慮して、通常どおり。	※指導者による日常的な健康チェック。活動内容の指導。活動終了時に対面により解散後の行動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大4時間) 休日：最大8時間	※学生⇒指導者へ活動開始、終了の報告。開始前の健康チェック。参加者の把握。※指導者⇒活動日・時間の把握。日常的な健康チェック。終了時に解散後の行動を指導(非対面可) ※活動時間：7:00～20:00 (最大3時間)	相手方の状況を確認の上、感染拡大防止に最大限配慮して実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、利用可。 ※開館時間 9:00～19:00	感染防止に配慮して、通常どおり。ただし、同時使用者を最大10名、最大利用時間を1時間に限定し、事前に6号館事務室に申請し許可を得た者のみ使用可。 ※利用時間 9:00～17:00		感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。ただし、急激に感染が拡大している地域からの来学者については制限する。		感染防止に配慮して、通常どおり。		感染拡大防止に配慮して、通常どおり。	感染防止に配慮して、通常どおり。ただし、県が「往來を検討すべき」と指定している地域、都道府県への出張は原則として中止する。
3	松本圏域での感染状況に警戒が必要な状態。 松本圏域 警戒	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施する。	感染拡大防止に最大限配慮して、実施。	感染防止に最大限配慮して、通常どおり入構可。	※指導者による日常的な健康チェック。活動内容の指導。活動終了時に対面により解散後の行動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大4時間) 休日：最大8時間	※学生⇒指導者へ活動開始、終了の報告。開始前の健康チェック。参加者の把握。※指導者⇒活動日・時間の把握。日常的な健康チェック。終了時に解散後の行動を指導(非対面可) ※活動時間：7:00～20:00 (最大3時間)	相手方の状況を確認の上、感染拡大防止に最大限配慮して実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、利用可。ただし、一部の利用を制限する。 ※開館時間 9:00～19:00	感染防止に配慮して、通常どおり。ただし、同時使用者を最大10名、最大利用時間を1時間に限定し、事前に6号館事務室に申請し許可を得た者のみ使用可。 ※利用時間 9:00～17:00		感染拡大防止に最大限配慮し、参加人数の制限・開催時間の短縮などに対応して実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。ただし、急激に感染が拡大している地域からの来学者については制限する。	外部貸し出しは、原則として中止。ただし、学内関係者による貸し出しのみ一部許可する場合がある。		感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。ただし、県が「往來を検討すべき」と指定している地域、都道府県への出張は原則として中止する。
4	松本圏域での感染が拡大し、より警戒が必要な状態。 松本圏域 特別警戒Ⅰ 松本圏域 特別警戒Ⅱ 医療警戒 上記のいずれかが発出されている。	感染拡大防止に最大限配慮して、原則対面授業とし、オンライン授業も併用して実施することがある。	大学院生は原則感染拡大防止に最大限配慮して入構可とするが、地域の状況によって、研究科長への事前申請で許可を得た者のみとすることがある。	感染防止に最大限配慮して、通常どおり入構可。	※指導者による日常的な健康チェック。指導者立会いでの活動とし、解散後の行動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大4時間) 休日：最大6時間	※学生⇒指導者へ活動開始・終了の報告。健康チェック表・参加者名簿の提出。※指導者⇒活動日・時間の把握。日常的な健康チェック。活動開始時・終了時のどちらかは対面により指導し、他方は非対面でも可とする。 ※活動時間：7:00～20:00 (最大2時間)	相手方の状況を確認の上、指導者あるいは担当者が帯同し、感染拡大防止に最大限配慮して実施。ただし、自治体・企業など責任の所在が明確なものについては帯同は不要とする。	感染拡大防止に最大限配慮して、利用可。ただし、一部の利用を制限する。 ※開館時間 9:00～19:00	使用禁止	感染拡大防止に最大限配慮して対応。メール・電話を積極的に活用する。	感染拡大防止に最大限配慮し、参加人数の制限・開催時間の短縮などに対応して実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	原則として禁止。ただし、緊急性の高いものおよび、感染拡大レベルが低位の地域からの来学者については許可する場合がある。	外部貸し出しは、原則として中止。ただし、学内関係者による貸し出しのみ一部許可する場合がある。		感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。ただし、県が「往來を検討すべき」と指定している地域、都道府県への出張は原則として中止する。
5	感染が拡大し、全県の医療体制に大きな影響を及ぼすおそれがある状態。 松本市または松本圏域 医療特別警戒 全県に医療非常事態宣言・特措法に基づくまん延防止等重点措置適用・緊急事態宣言 上記のいずれかが発出されている。	感染拡大防止に最大限配慮して、原則対面授業とし、オンライン授業も併用して実施することがある。	大学院生は原則感染拡大防止に最大限配慮して入構可とするが、地域の状況によって、研究科長への事前申請で許可を得た者のみとすることがある。	感染拡大防止に最大限配慮して入構可。ただし、休日・休暇期間中は、担当教員または担当部署の許可を得た学生のみ入構可。入構時～出講時まで要指導。 ※入構時間 9:00～19:00	※指導者による日常的な健康チェック。指導者立会いでの活動とし、解散後の行動を指導。 ※活動時間 平日：7:00～21:00 (最大3時間) 休日：最大6時間	原則活動禁止 ただし、公式戦等の正式な対外的活動がある場合は、対策本部に活動許可申請を提出し、許可を受けた場合はその限りではない。	感染拡大防止に最大限配慮して、利用可。ただし、一部の利用を制限する。 ※開館時間 9:00～19:00	使用禁止	感染拡大防止に最大限配慮して対応。メール・電話を積極的に活用する。	感染拡大防止に最大限配慮し、参加人数の制限・開催時間の短縮などに対応して実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	原則として禁止。ただし、緊急性の高いものおよび、感染拡大レベルが低位の地域からの来学者については許可する場合がある。	中 止		感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり実施。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。	感染拡大防止に最大限配慮して、通常どおり。ただし、県が「往來を検討すべき」と指定している地域、都道府県への出張は原則として中止する。
6	国・県から外出自粛・移動制限などの要請が発出されている。	オンライン授業のみ実施。	事前申請で研究科長の許可を得た者のみ入構可。 ※入構時～出講時まで要指導。	入構禁止	原則活動禁止 ただし、公式戦等の特別な場合は、対策本部に活動許可申請を提出し、許可を受けた場合はその限りではない。	全面活動禁止	全面活動禁止	閉 館	使用禁止	全面休止。 メール・電話での対応のみとする。	中 止	延期または中止	原則として禁止。ただし、緊急性の高いものおよび、感染拡大レベルが低位の地域からの来学者については許可する場合がある。	中 止	全面禁止	緊急対応以外はオンラインのみ	構内の保安・保全・業務管理のために必要な最小限のものを除き、在宅勤務とする。 中 止	